

【地方創生推進交付金事業】
平成29年度 中小企業人材確保支援事業
(若者安定就職応援事業、おおさかUIJターン促進事業)
に係る企画提案公募要領

大阪府では、人材不足に悩む中小企業に対し、府内及び東京圏を中心とした人材を結び付けることで、大阪経済の活性化と東京一極集中の是正につなげていくことを目的に「若者安定就職応援事業」及び「おおさかUIJターン促進事業」を実施する。

この事業については、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集する。

本事業は、「平成29年2月定例府議会大阪府一般会計予算」の成立及び国における事業交付決定を前提に事業化される停止条件付き事業です。予算が成立しない場合や国において事業決定がなされなかった場合には、提案を公募したに留まり、いかなる効力も発生しません。

また、国において交付金の減額や事業内容の変更が決定された場合には、その内容に基づいて選定事業者と協議をし、契約を締結するものとする。

1 事業名：【地方創生推進交付金事業】
平成29年度 中小企業人材確保支援事業

(1) 事業の趣旨・目的

大阪府では人口減少や超高齢社会の進展による人口構成の変化により、生産年齢人口が減少し、労働力不足や国内市場の縮小などの影響が懸念されている。そのため、企業を取り巻く採用環境は厳しさを増しており、特に中小企業では若者の採用難が深刻な問題となっている。実際、民間の調査によれば、従業員300人未満の中小企業における大学生の有効求人倍率は4.16倍となっている。また、建設業や運輸業、製造業など一部の業種では有効求人倍率が5倍を超えるものもある。

府内企業の99.6%を占める中小企業において、こうした人材不足は事業の維持や成長を阻害し、ひいては大阪経済の活力の低下を招く恐れがある。大阪の創生を図るためには、府内の中小企業の人材確保は喫緊の課題と言える。

そこで、以下2事業を実施することにより、人材不足に悩む中小企業に対し、府内及び東京圏を中心とした人材を結び付けることで、大阪経済の活性化と東京一極集中の是正につなげていく。

【若者安定就職応援事業】

文部科学省が実施した学校基本調査によると、平成28年3月に大阪府内の大学を卒業した者（進学等を除く）のうち、概ね6人に1人に該当する約7,000人が正社員などの安定した職に就かず卒業し、無職や非正規雇用の状態にある。

一方で、民間の調査機関が実施した大学生の有効求人倍率を見ると、従業員300人未満の中小企業では、4.16倍の求人がある。特に建設業や運輸業、製造業など一部の業種では人材不足が顕著であり、

雇用のミスマッチが生じている。

こうした雇用のミスマッチが生じる要因の1つとして、若者の大企業志向が挙げられる。また、特別な知識やノルマを必要としないという誤った先入観に伴う若者の事務職志向も根強い。

そこで、若者の大企業志向・事務職志向を転換しながら、特に人材不足業種を中心に、地域の金融機関等が推薦する「成長性」や「安定性」等の面で優れた中小企業への安定就職に結び付けていくことにより、中小企業の人材確保を図る。

【おおさかU I Jターン促進事業】

総務省「住民基本台帳人口移動報告」によると、大阪府から東京圏に対して毎年1万人以上が流出している。特に、働き盛りの20代・30代については、7,000人以上が転出している。

そこで、東京圏（東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県・茨城県の一部）の大手企業等で働く経験豊富な人材や、基礎学力や専門知識だけでなく高い社会人基礎力を有する若者などを大阪へ還流（以下「U I Jターン就職」という。）させることにより、中堅中小企業の人材確保を図る。

(2) 業務概要

I 若者安定就職応援事業

地域の金融機関等と連携を図り、人材不足業種の中小企業と安定就職をめざす若者を結びつける就職支援を実施する。その際には、「若者の大企業志向・事務職志向」という状況を踏まえ、中小企業への理解促進・若者の意識転換を図りながら就職支援を行うことにより、中小企業の人材確保を図る。

詳細は「若者安定就職応援事業」仕様書を参照のこと

II おおさかU I Jターン促進事業

大阪市内（OSAKAしごとフィールド）に拠点を設置し、府内中堅・中小企業の魅力を効果的に発信しながら、U I Jターン就職希望者のフォローや掘り起こし、U I Jターン就職相談、交流企画の実施などを行い、東京圏を中心としたU I Jターン就職希望との就職マッチングを促進し、府内中堅・中小企業の人材確保を支援していく。

詳細は「おおさかU I Jターン促進事業」仕様書を参照のこと

「I 若者安定就職応援事業」と「II おおさかU I Jターン促進事業」は、事業毎に提案公募を実施するが、当該2事業が密接に連携し、一体的に事業実施することにより、「中小企業人材確保支援事業」として、より高い事業効果を期待するものである。

応募事業者は、当該2事業が円滑に推進できるよう配慮した企画提案に努めること。

- ・ I、IIの事業毎に企画提案を求める。
- ・ I、IIのいずれかの事業のみの提案も可能。
- ・ 1事業者でI、IIの両方の事業に応募することも可能。

(注意事項)

I、II両方の事業の契約交渉の相手方となった者は、両事業について契約する必要がある、一方の事業のみを辞退することはできない。一方の事業の契約を辞退した場合は、もう一方

の契約もできないものとなるため、応募に当たっては十分に注意すること。

(3) 委託金額の上限額 43,659千円（消費税及び地方消費税含む）

I 若者安定就職応援事業： 11,830千円

II おおさかUIJターン促進事業：31,829千円

(4) 委託予定期間

I、IIとも平成29年4月上旬～平成30年3月31日

本事業は平成31年3月31日までに実施を予定しているが、平成30年度以降の契約については未定であり、継続される場合においても、事業の実施効果、予算の状況等により再度公募を行なうことがある

2 スケジュール

平成29年	2月17日（金曜日）	公募開始
平成29年	2月27日（月曜日）	説明会開催
平成29年	3月6日（月曜日）	質問受付締切
平成29年	3月21日（火曜日）	提案書類提出締切
平成29年	3月下旬頃	選定委員会
平成29年	4月上旬以降	契約締結・事業開始
平成30年	3月31日（土曜日）	事業終了

3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす法人又は複数の法人による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。

（なお、(3)の要件については共同企業体構成員の代表が、(9)の要件については共同企業体の構成員のいずれかが満たすこととする。）

(1) 次のア、イのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた

者を除く。)、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

- (3) 府の区域内に事業所を有する者であること。
- (4) 府税に係る徴収金を完納していること。但し、府の区域内に事務所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (7) 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者（(1)アに掲げる者を除く。）又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者（(1)アに掲げる者を除く。）でないこと。
- (8) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。
- (9) 職業安定法（昭和22年法律第141号）第30条第1項に規定する有料職業紹介事業の許可を有していること。また、仕様書に定める職業紹介場所において、同法第32条の14に規定する有料職業紹介責任者を配置できること。

4 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりである。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出すること。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

ア 配布期間

平成29年2月17日（金曜日）午後2時10分から平成29年3月14日（火曜日）まで
（土曜日及び日曜日を除く。午前10時から午後6時まで）

イ 配布場所及び受付場所

大阪府 商工労働部 雇用推進室 就業促進課 企業支援グループ

住 所：大阪市中央区北浜東3-14 エル・おおさか本館11階

電話番号：06-6360-9074

ウ 配布方法

上記「イ 配布場所及び受付場所」で配布するほか、雇用推進室 就業促進課ホームページ
（<http://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/chihouseisei/h29chusho-jinzai.html>）からダウンロードできる。（郵送による配布は行わない。）

エ 受付期間

平成29年3月15日（水曜日）から平成29年3月21日（火曜日）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで。ただし、3月21日（火曜日）は、午前10時から正午まで。）

オ 提出方法

書類は必ず受付場所に持参すること。(郵送による提出は認めない。)

カ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とする。

(2) 応募書類 (以下書類は応募代表者が提出するものとする。)

ア 応募申込書 (様式 1 : 8 部、うち押印したものは 1 部)

イ 企画提案書 (様式 2 : 8 部)

ウ 応募金額提案書 (様式 3 : 8 部)

エ 事業実施体制の組織表 (様式自由 : 8 部、各構成員の役割分担等が明示されているもの)

オ 事業実績申告書 (様式 4 : 8 部、過去 3 年間に於いて、同種又は類似する事例に取り組んだ実績があれば記載すること。)

カ 共同企業体 (この事業を目的として構成された共同企業体のみ) で企画提案する場合は、添付書類ア～ケは、共同企業体すべての構成員について提出すること。

また、共同企業体について、以下の書類を提出すること。

① 共同企業体届出書 (様式 5 : 1 部)

② 共同企業体協定書の写し (様式 6 : 1 部)

③ 委任状 (様式 7 : 1 部、構成員が支店等である場合で代表者から支店長等に委任する場合のみ)

④ 使用印鑑届 (様式 8 - 1 又は様式 8 - 2 : 1 部)

キ 誓約書 (参加資格関係) (様式 9 : 1 部)

◆添付書類

ア 定款又は寄付行為の写し (1 部、3 ヶ月以内の日付で原本証明)

イ 法人登記簿謄本 (原本 1 部、提出の日において発行日から 3 ヶ月以内のもの)

ウ 納税証明書 (原本各 1 部、未納がないことの証明 : 提出の日において発行日から 3 ヶ月以内のもの)

① 大阪府の府税事務所が発行する府税 (全税目) の納税証明書

大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代える。

② 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

エ 直近の「概算・確定保険料申告書」の写し (1 部)

オ 直近 2 年間の「労働保険料領収書」の写し (1 部)

カ 財務諸表の写し (各 1 部、最近 1 カ年のもの : 半年決算の場合は 2 期分)

① 貸借対照表

② 損益計算書

③ 株主資本等変動計算書

キ 最新の営業・事業活動がわかる報告書等 (1 部)

会社概要・事業報告書等

ク 障害者雇用状況報告書の写し等 (1 部)

a 常用雇用労働者数が 50 人以上の事業所の場合

「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主に義務化されている『障害者雇用状況

報告書』(平成28年6月1日現在の状況について記載したもので公共職業安定所の受付印のあるもの)の写し

※インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要であるが、到達を確認できる書類を併せて提出すること。

- b 常用労働者の総数が50人未満の事業所の場合
(「様式10 障がい者の雇用状況について」1部)

ケ 業務に携わる者の資格等の証明(1部、各事業の「仕様書6.(1)事業実施体制及び業務に携わるものの資格・経験」の資格等の写し及び、経歴を示すもの(経歴書又は職務経歴書))

コ その他事業実施に必要な要件が証明できる書面(1部)

提出部数：応募書類は事業毎に、正本1部(様式1に代表者印を押印したもの)と副本7部、合計8部を提出。添付書類は各1部提出すること。(1事業者がI、IIの両方に応募する場合は各1部のみの提出で可。)

(3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しない。

なお応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しない。

(4) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがある。

(5) その他

ア 応募は一社一提案とする(共同企業体構成員として参加する場合を含む)。

イ 応募書類の提出に際しては、正本、コピーそれぞれ1セットずつA4紙ファイルに綴って提出すること。

ウ 応募書類はカラー刷り(8部中、原本を含む5部)とすること。

エ 企画提案書類は15ページ以内(表紙を除く)とすること。

オ 表紙及び背表紙には提案事業タイトル名「【地方創生推進交付金事業】平成29年度 中小企業人材確保支援事業(若者安定就職応援事業またはおおさかUIJターン促進事業)」と、提案事業者名を記入すること。

カ 受付期間終了後の差し替えは認めない。(大阪府が補正等を求める場合を除く。)

キ 提出書類に虚偽の記載をした事業者は本件提案公募への参加資格を失うものとする。

5 説明会の開催

本事業について、詳細な説明を行うため、提案予定者は可能な限り説明会に参加すること。

(1) 開催日時

平成29年2月27日(月曜日)午前10時から正午まで

※来館の際は公共交通機関を利用すること。

(2) 開催場所

エル・おおさか本館11階 セミナールーム(所在地:大阪府中央区北浜東3-14)

(3) 申込方法

ア 参加事業者名、参加者職氏名、連絡先、参加人数を記載の上、電子メールで申し込むこと。

イ 口頭または電話による申し込みは取り扱わない。

ウ 「件名」の初めに「【説明会申込:平成29年度 中小企業人材確保支援事業(若者・UIJ)ま

たは（若者）または（UIJ）」と明記すること。

エ 会場の都合により、出席される方は1法人につき2名を上限とする。

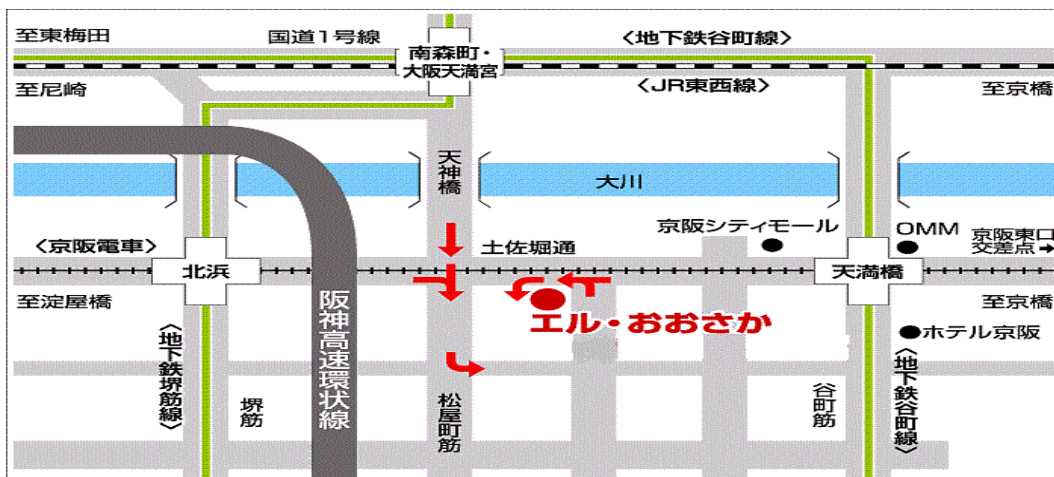
(4) 説明会への申込期限

平成29年2月24日（金曜日）午後5時まで

(5) 電子メールアドレス：shugyosokushin-g05@gbox.pref.osaka.lg.jp

※エル・おおさかの地図（配布・受付場所及び説明会会場）

〒540-0031 大阪市中央区北浜東3-14



■最寄駅

- 京阪・地下鉄谷町線「天満橋駅」より西へ300m
- 京阪・地下鉄堺筋線「北浜駅」より東へ500m

6 質問の受付

(1) 受付期間

平成29年2月27日（月曜日）から平成29年3月6日（月曜日）午後6時まで

(2) 提出方法

電子メールアドレス（shugyosokushin-g05@gbox.pref.osaka.lg.jp）で受け付ける。

ア 「件名」の初めに「【質問：平成29年度 中小企業人材確保支援事業】」と明記すること。

イ 電子メール送信後、電話での到達確認を行うこと。ただし、電子メールの到達確認のみで、電話での質問は一切受け付けない。

（確認先：大阪府 商工労働部 雇用推進室 就業促進課 企業支援グループ

電話：06-6360-9074）

ウ 質問への回答は就業促進課ホームページに掲載し、個別には回答しない。

※ホームページアドレス

<http://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/chihouseusei/h29chusho-jinzai.html>

7 審査の方法

(1) 審査方法

ア (2)の審査基準に基づき、若者、UIJの事業毎に外部委員で構成する選定委員会による審査を

行い、最優秀提案者を決定する。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とする。（※大阪府公募型プロポーザル方式実施基準 8 (5) 参照のこと）

イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行う。プレゼンテーション審査の日時は、事前に通知を行う。

ウ 最優秀提案者の提案が、若者、U I J 各仕様書「(6) 事業目標の達成数」のいずれかの項目について、達成数が下回る提案の場合は採択しない。

エ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100 点満点中 60 点以下の場合は採択しない。
なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

オ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定する。

(2) 審査基準

I 若者安定就職応援事業

審査項目	審査内容	配点
事業目的及び事業内容の理解度、充実度	<ul style="list-style-type: none"> ・若者の特性や雇用の現状に関する知識が十分にあるか。 ・提案内容は若者の就職環境や職場の定着の状況、課題を十分理解したものであるか。 	5 点
事業実施体制及び事業全体のスケジュール等 (若者安定就職応援事業仕様書 (1) 参照)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業全体のスケジュールは合理的かつ具体的で、実現性があるか。 ・本事業に携わる者の資格や経験、人数配置等の面から、事業実施可能な体制を整えているか。 ・実施体制、役割分担について提案されているか。 ・事業実施にあたり、連携できる関係機関がある場合、連携実績や連携体制図などにより提案がなされているか。 ・職業紹介や就職相談などを実施するにあたり、効果的な取り組みが提案されているか。 ・企業情報及び個人情報等の管理方法について、提案されているか。 ・過去に同種又は類似する事例に取り組んだ実績がある場合、記載されているか。 	10 点
支援対象企業の求人開拓 (若者安定就職応援事業仕様書 (2) 参照)	<ul style="list-style-type: none"> ・支援対象企業の開拓方法及びスケジュールについての具体的な提案がなされているか。 ・提案する手法が効率的・効果的かつ実現可能である根拠が提示されているか。 	10 点
就職支援対象者の募集・登録 (若者安定就職応援事業仕様書 (3) 参照)	<ul style="list-style-type: none"> ・就職支援対象者の集客手法等について募集方法、周知先、スケジュール等の具体的な提案がなされているか。 ・未内定者やフリーター等の非正規雇用など、それぞれの属性に応じた募集方法と募集できる人数の具体的な提案がなされているか。 ・利用可能な自社のリソース、外部リソースなどの提案がなされているか。 ・事業成果達成のために必要な安定就職者数について、具体的な提案がなされているか。 ・提案する手法が効率的・効果的かつ実現可能である根拠が提示されているか。 	10 点

金融機関等と連携した合同企業説明会の企画・実施 (若者安定就職応援事業仕様書(4)参照)	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関等と連携した合同企業説明会や面接会について、開催時期、場所、規模、回数などの具体的な開催概要の提案がなされているか。 合同企業説明会や面接会における求職者と企業のマッチング率の向上を図るための具体的なコンテンツや手法が具体的に提案されているか。 合同企業説明会や面接会の開催にあたり、想定している企業負担額など、具体的な経費の削減方法が提案されているか。 提案する手法が効率的・効果的かつ実現可能である根拠が提示されているか。 	15点
就職支援(職業紹介)の実施 (若者安定就職応援事業仕様書(5)参照)	<ul style="list-style-type: none"> 若者と支援対象企業を結びつける継続的な就職支援(職業紹介)方法等について具体的な提案がなされているか。 就職支援対象者が人材不足業種に対して安定就職できる提案になっているか。 提案する手法が効率的・効果的かつ実現可能である根拠が提示されているか。 	10点
事業目標の達成数 (若者安定就職応援事業仕様書(6)参照)	<ul style="list-style-type: none"> 【大阪府が求める達成数】に対して、それ以上の提案がなされているか。 	10点
国や大阪府などが実施する施策等との連携 (若者安定就職応援事業仕様書(7)参照)	<ul style="list-style-type: none"> おおさかUIJターン促進事業との密接な連携方法について提案がなされているか。 	10点
府施策への協力	府の労働施策(公正採用選考人権啓発推進員の設置、大阪企業人権協議会・おおさか人材雇用開発人権センターへの加入・加入予定状況)への対応状況、障がい者の雇用状況を確認する。	5点
価格点	《価格点の算定式》 満点(15点)×提案価格のうち最低価格/自社の提案価格	15点
合計点 100点		

II おおさかUIJターン促進事業

審査項目	審査内容	配点
事業目的及び事業内容の理解度、充実度	<ul style="list-style-type: none"> 若者等の就職支援やUIJターン就職、中堅・中小企業の採用に関する知見が十分にあるか。 提案内容はそれらに関する課題を十分に理解し、解決に資するものであるか。 	5点

<p>事業実施体制及び事業全体のスケジュール等</p> <p>(おおさかU I Jターン促進事業仕様書(1)参照)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業全体のスケジュールは合理的かつ具体的で、実現性があるか。 ・本事業に携わる者の資格や経験、人数配置等の面から、事業実施可能な体制を整えているか。 ・実施体制、役割分担について提案されているか。 ・事業実施にあたり、連携できる関係機関がある場合、連携実績や連携体制図などにより提案がなされているか。 ・職業紹介や就職相談などを実施するにあたり、効果的な取り組みが提案されているか。 ・企業情報及び個人情報の管理方法について、提案されているか。 ・過去に同種又は類似する事例に取り組んだ実績がある場合、記載されているか。 	<p>10点</p>
<p>支援対象企業の求人開拓</p> <p>(おおさかU I Jターン促進事業仕様書(2)参照)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・支援対象企業の開拓方法及びスケジュールについての具体的な提案がなされているか。 ・提案する手法が効率的・効果的かつ実現可能である根拠が提示されているか。 	<p>10点</p>
<p>府内中堅・中小企業の魅力発信</p> <p>(おおさかU I Jターン促進事業仕様書(3)参照)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・U I Jターン就職希望者の掘り起こしや各種イベントの集約を目的とした、斬新で効果的な広報ツールを活用した、広報戦略について提案されているか。 ・魅力発信Webサイトについて、どのような情報を掲載・更新し、動画等をどのように活用するか、製作スケジュールも併せて具体的に提案がなされているか。 ・魅力発信情報誌(ダイジェスト版)について、どのような情報を掲載し、どのように活用するか、製作スケジュールも併せて具体的に提案がなされているか。 ・Webサイトやダイジェスト版の完成イメージについて提案がなされているか。 ・プロモーションに関して、連携可能な企業、組織、団体等がある場合、記載がなされているか。 ・提案する手法が効率的・効果的かつ実現可能である根拠が提示されているか。 	<p>15点</p>
<p>U I Jターン就職希望者のフォローや掘り起こし・登録</p> <p>(おおさかU I Jターン促進事業仕様書(4)参照)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・U I Jターン就職希望者のフォローや掘り起こしについて、募集方法や周知先、スケジュール等について、具体的に実現可能な提案内容となっているか。 ・掘り起こし人数に関する月次目標など、事業成果達成に必要なと考える具体的な登録者数の月次目標、進捗目標が提案されているか。 ・業務を実施するにあたり、活用可能な自社のリソース、外部リソースなどが具体的に提案されているか。 ・提案する手法が効率的・効果的かつ実現可能である根拠が提示されているか。 	<p>10点</p>
<p>府内中堅・中小企業とU I Jターン就職希望者との交流企画の実施</p> <p>(おおさかU I Jターン促進事業仕様書(5)参照)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・U I Jターン就職希望者と支援対象企業との各種交流企画などについて、内容、開催スケジュール及び集客目標について、具体的な提案がなされているか。 ・提案する手法が効率的・効果的かつ実現可能である根拠が提示されているか。 	<p>10点</p>

事業目標の達成数 (おおさかUIJターン促進 事業仕様書(6)参照)	・【大阪府が求める達成数】に対して、それ以上の提案がなされているか。	10点
国や大阪府などが実施する人材還流施策などとの連携 (おおさかUIJターン促進 事業仕様書(7)参照)	・若者安定就職応援事業との密接な連携方法について提案がなされているか。	10点
府施策への協力	府の労働施策(公正採用選考人権啓発推進員の設置、大阪企業人権協議会・おおさか人材雇用開発人権センターへの加入・加入予定状況)への対応状況、障がい者の雇用状況を確認する。	5点
価格点	《価格点の算定式》 満点(15点)×提案価格のうち最低価格/自社の提案価格	15点
合計点 100点		

(3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、全応募者に通知する。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目をホームページ(ホームページアドレス：<http://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/chihouseusei/h29chusho-jinzai.html>)において公表する。

なお、採択されなかった提案者が1者であった場合は、当該提案者の提案金額及び得点は公表しない。

① 最優秀提案者及び契約交渉の相手方と評価点

* 品質点及び価格点を配点した場合の価格点・提案金額

② 全提案者の名称 * 申込順

③ 全提案者の評価点 * 得点順 内容は①に同じ

④ 最優秀提案者の選定理由 * 講評ポイント

⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由

⑥ その他

最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由

(4) 審査対象からの除外(失格事由)

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとする。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 契約手続きについて

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結する。
- (2) 採択された提案については、採択後に大阪府と詳細を協議することとする。この際、内容・金額について変更が生じる場合がある。
- (3) 契約金額の支払いについては、精算払いとする。

ただし、大阪府と協議の上、概算で支払いをしなければ契約しがたいと認められた場合は、地方自治法施行令第162条第6号及び大阪府財務規則第45条第2号の規定に基づき、概算払いをすることができるものとする。

なお、契約金額の一部については、仕様書に定める事業目標の達成状況に基づく実績支払いとする。
- (4) 契約に際して、大阪府暴力団排除条例第11条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書（様式11）を提出すること。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しない。
- (5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けているとき、又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当するときは、契約を締結しない。
- (6) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。
 - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者
 - イ 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者
- (7) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

 - ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。
 - イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額による。
 - ウ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。
 - エ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。
 - オ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。
 - カ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。
- (8) (7)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、

契約金額の100分の5以上)を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。

- イ 大阪府財務規則(昭和55年大阪府規則第48号)第68条第3号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出(国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模(当該契約金額の7割以上)の契約履行実績が過去2年間で2件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき)。
- ウ 大阪府財務規則第68条第6号に該当する場合。

9 その他

応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、大阪府公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得(以下のホームページからご覧いただけます)、公募要領、仕様書等を熟読し遵守すること。<http://www.nyusatsu.pref.osaka.jp/keiyaku/e-nyusatsu/proposal/ankenjoho.html>

担当部局

大阪府 商工労働部 雇用推進室 就業促進課 企業支援グループ

所在地：大阪市中央区北浜東3-14 エル・おおさか本館11階

電話：06-6360-9074

別紙 1

特記仕様書

I 妨害又は不当要求に対する届出及び報告義務

- (1) 受注者は、契約の履行に当たって、大阪府公共工事等不当介入対応要領の定めるところにより、暴力団及び暴力団密接関係者等から社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、大阪府への報告及び管轄警察署への届出（以下「報告・届出」という。）を行わなければならない。
- (2) 報告・届出は、不当介入等報告・届出書により、速やかに、大阪府に報告するとともに、管轄警察署の行政対象暴力担当者に届出するものとする。ただし、急を要し、当該不当介入報告・届出書を提出できないときは、口頭により報告することができる。この場合は、後日、不当介入等報告・届出書を各々提出するものとする。
- (3) 受注者は、下請負人等が暴力団及び暴力団密接関係者等から不当介入を受けた場合は、速やかに報告・届出を行うよう当該下請け人等に指導しなければならない。
- (4) 報告・届出を怠った場合は、大阪府暴力団排除条例（平成 22 年大阪府条例第 58 号）に基づく公表又は入札参加停止を措置することがある。

II 個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第 1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（責任体制の整備）

第 2 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（作業責任者等の届出）

第 3 受注者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、作業責任者を変更した場合は、速やかに書面により発注者に報告しなければならない。

3 作業責任者は、特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

（秘密の保持）

第 4 受注者は、この契約による事務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（教育の実施）

第 5 受注者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記仕様書における作業従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

（再委託）

第 6 受注者は、発注者の承諾がある場合を除き、この契約による事務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

2 発注者は、前項の承諾をするに当たっては、少なくとも、別に定める条件を付するものとする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第7 受注者は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の適正管理)

第8 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。なお、講じるべき措置における留意すべき点は次のとおり。

- (1) 個人情報の利用者、作業場所及び保管場所の限定及びその状況の台帳等への記録
- (2) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室での個人情報の保管
- (3) 個人情報を取扱う場所の特定及び当該場所における名札(氏名、会社名、所属名、役職等を記したもの)の着用
- (4) 定められた場所からの個人情報の持ち出しの禁止
- (5) 個人情報を電子データで持ち出す場合の、電子データの暗号化処理等の保護措置
- (6) 個人情報を移送する場合の、移送時の体制の明確化
- (7) 個人情報を電子データで保管する場合の、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況に係る確認及び点検
- (8) 私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んでの個人情報を扱う作業の禁止
- (9) 個人情報を利用する作業を行うパソコンへの業務に関係のないアプリケーションのインストールの禁止
- (10) その他、委託の内容に応じて、個人情報保護のための必要な措置
- (11) 上記項目の従事者への周知

(収集の制限)

第9 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第10 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第11 受注者は、発注者の承諾がある場合を除き、この契約による事務を行うために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第12 受注者は、この契約による事務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した「個人情報が記録された資料等」を、この契約完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(廃棄)

第13 受注者は、この契約に事務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(調査及び報告)

第14 発注者は、受注者が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に調査することができる。

2 受注者は、発注者の求めに応じて、前項の状況について、報告をしなければならない。

(事故発生時における報告)

第15 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(契約の解除)

第16 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

(損害賠償)

第17 受注者は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより発注者が損害を被った場合には、発注者にその損害を賠償しなければならない。

Ⅲ 委託役務業務に係る出向社員等の取扱特記事項

入札等により大阪府が発注する委託役務業務を受注した者が、当該業務を履行するに当たり、他者から出向社員等を受け入れる場合の取扱いについては、以下のとおりとする。

(取扱方針)

以下の2点については、原則禁止とする。

- (1) 基幹社員（業務責任者等）への出向社員等の受け入れ
- (2) 入札公告日から契約締結日まで、又は出向受入時において入札参加停止措置中の者からの出向社員等の受け入れ

ただし、上記(2)に関して、受注業者から、業務の安全かつ確実な引継ぎ、熟練労働者の確保、雇用の安定等のために最低限必要な出向社員等の受け入れについて、大阪府に事前に承認願いがあれば、承認基準の全てに該当する場合は承認する。

【承認基準】

- ① 出向社員等の受入期間は最長1年間とする。
- ② 受け入れる人員数は業務従事者全体の50パーセント未満とする。
- ③ 労働者派遣事業法、職業安定法等の労働法規に違反していないこと。
(労働者の供給事業などの違法な行為を行っていないこと。)
- ④ 受注業者及び出向元（派遣元）企業が親会社・子会社の関係にないこと。
- ⑤ 出向元（派遣元）企業が大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

(用語の定義)

- (1) 「**受注業者**」とは、競争入札等により当該業務を受注した者をいう。
- (2) 「**入札参加停止措置中の者**」とは、次のア又はイに該当する者をいう。
ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者
イ 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者
- (3) 「**出向社員等**」とは、出向元と出向先との間で締結された出向契約により、出向先企業の業務に従事する社員、又は派遣される社員のことをいう。
ただし、当該業務に係る入札公告日又は見積書依頼日の1年以上前かつ入札参加停止措置に該当する日以前から受注業者と出向又は派遣関係が確認できる場合はこの限りでない。
- (4) 「**子会社**」とは会社法（平成17年法律第86号）（以下「法」という。）第2条第3号に定めるものをいう。また、「**親会社**」とは法第2条第4号に定めるものをいう。